

共同住宅(アパート等)について

※設置場所

1. アパート等の共同住宅では、**それぞれ個人の住宅内のみ**が対象となります。
2. **家に住んでいる方の寝室**に設置しましょう。
(来客時に使用する部屋など、たまに寝室として使う部屋には設置義務はありません。)
3. 住宅内の各部屋などに**自動火災報知設備かスプリンクラー設備のどちらかが設置**されていれば、その部屋などには住宅用火災警報器の設置は**基本的に必要ありません**。
(不明な点があるときは、消防の予防担当へご確認下さい。)
4. **共同使用する部分である階段・廊下・エレベーターホール等**については、住宅用火災警報器を**設置する必要はありません**。

* 注：台所への設置義務はありませんが、推奨しています。

例：

